

# 要　望　書

交通誘導員の円滑な確保について

(一社) 静岡県建設業協会



県下建設業界に対し、平素より格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業は、地域のインフラ整備と災害時における復旧・復興活動の「担い手」であり、工事の実施に当たっては、地域経済の活性化と住民の安全・安心の確保を目指し、良質な構造物等を所定の期日までに完成させることを使命として、業務に取り組んでいます。

しかし、昨今、現場技術者や技能者等の不足により、止む無く入札参加を断念する、また、工期の延長をせざるを得ない現場が多く発生しています。この中でも特に顕著な要因として、交通誘導員の不足が挙げられます。工事の集中する年度末や近隣で大きなイベントが開催される場合等に交通誘導員の絶対数が不足し、我々の努力では解決できない状況にあります。

工事発注者である県交通基盤部におかれましては、交通誘導員の現状を御認識いただき、工事の円滑な実施に向けて、下記に記載した事項につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

## 1 現状・課題

交通誘導員の不足により、工事の円滑な実施に支障が発生しています。昨年度の国、県、市町発注の工事を対象として、会員企業にアンケートを実施（令和2年4月）した結果、次の課題が明らかとなりました。※アンケート結果は巻末資料として添付しました。

- 全体の1～2割の企業が、交通誘導員の不足に起因して、入札参加の断念及び工期延期を行っています。
- 全体の8割の企業が、設計と実勢労務単価が乖離した現場があつたと回答しました。また、こうした場合でも100%近くが止むを得ず契約している状況にあります。
- 交通誘導員Aの確保が特に困難であり、配置が必須となっている「指定路線」の緩和を9割の企業が求めています。
- 自家警備の導入要望が多く寄せられ、「全面的に導入すべき」「安全性を考慮して区間を限定して導入すべき」を合わせると9割の企業となります。
- 工事用仮設信号機の導入要望も極めて多く、「全面的に導入すべき」「安全を考慮し、場所を限定して導入すべき」を合わせると全体の97%にもなります。

## 2 要望事項

### (1) 交通誘導員確保に要する経費を適切に設計変更すること

交通誘導員を遠隔地から確保せざるを得ない場合や施工箇所が山間部等で移動に長時間を要する場合等に、当該労務の調達に係る経費が通常と大きく乖離することがあり、利潤が減少する現場が多く発生しています。

このため、現場状況に応じて交通誘導員確保に必要な労務費、労務管理費、交通費、宿泊費等を設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う制度を構築してください。

### (2) 指定路線の緩和を図ること

警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める「指定路線」で交通誘導を行う場合、「警備業者の警備員で交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（交通誘導員A）を一人以上配置する必要があります。

指定路線の交通安全上の重要性は十分認識しておりますが、路線によっては交通量に大きな格差があることも確かです。

交通誘導員Aの確保は特に困難であることから、指定路線を路線全体として指定するのではなく、交通量等に応じた区間指定への変

更を提案します。区間指定の実現に向けてのご支援をお願いします。

### （3）自家警備を導入すること

交通誘導員の確保が困難な時期においては、受注者自らが交通誘導を実施する「自家警備」が可能となる制度の導入を検討してください。

自家警備導入に当たっては、交通安全の水準を落とすことなく警備を実施することが重要であり、そのための知識や技術の取得が必要と考えております。講習会の開催等、安全確保に向けた環境の整備を併せて要望します。

### （4）工事用仮設信号機の活用促進に向けた支援について

本県においては、これまで交通規制を伴う工事現場への仮設信号機の設置が認められておりませんでしたが、4月に県警察本部から三灯式工事用信号機及び二灯式仮設信号機の設置条件が示され、仮設信号機の活用が可能になったことに対し、お礼申し上げます。

今後は、設置の安全性等を検証するモデル工事を実施し詳細な基準を示していただくななど、道路使用許可申請において迅速な手続きが可能となる体制の整備をお願いします。

また、ＩＣＴを含め技術の進展は目覚ましいものがあります。新技術の導入による工事用仮設信号機の安全性の向上策にも取り組んでいただきたいと思います。

#### （5）課題解決のための協議会を設置すること

国土交通省の通知文（令和2年3月31日付）では、建設業や警備業など関係者による「交通誘導警員対策協議会」を都道府県ごとに設置し、警備員の過不足を把握したうえで、対策を講じることとされています。

上記（2）から（4）に掲げた課題等を解決するため、本県におかれましても、早期に協議会を設置していただきますよう要望します。

令和2年6月25日

静岡県交通基盤部長 長繩知行 様

(一社) 静岡県建設業協会

会長 石井源一

副会長 渡邊雄二

副会長 市川 照

副会長 長谷川智彦

## 「交通誘導員の確保に関するアンケート」調査結果

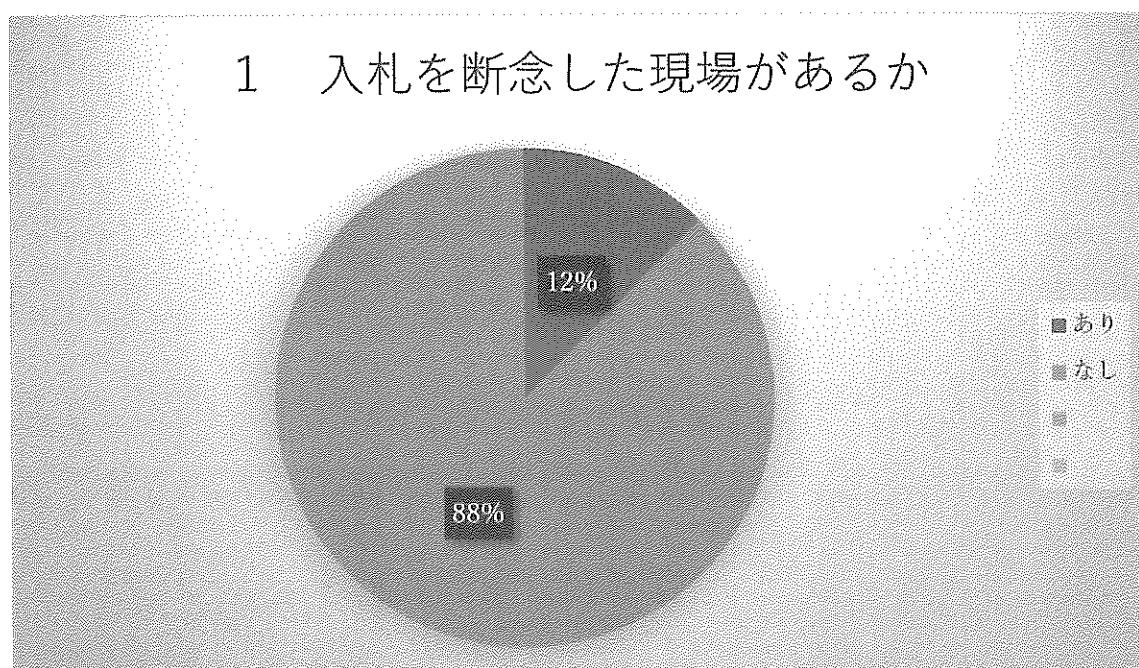
### ＜アンケート概要＞

○対象工事：令和元年度に発注・施工した工事（国・県・市町発注工事）

○対象者：（一社）静岡県建設業協会会員企業

○回答率：27.4%（会員企業 471 社、回答した企業数 129 社）

○アンケート実施期間（令和 2 年 4 月 16 日（木）～4 月 30 日（木）

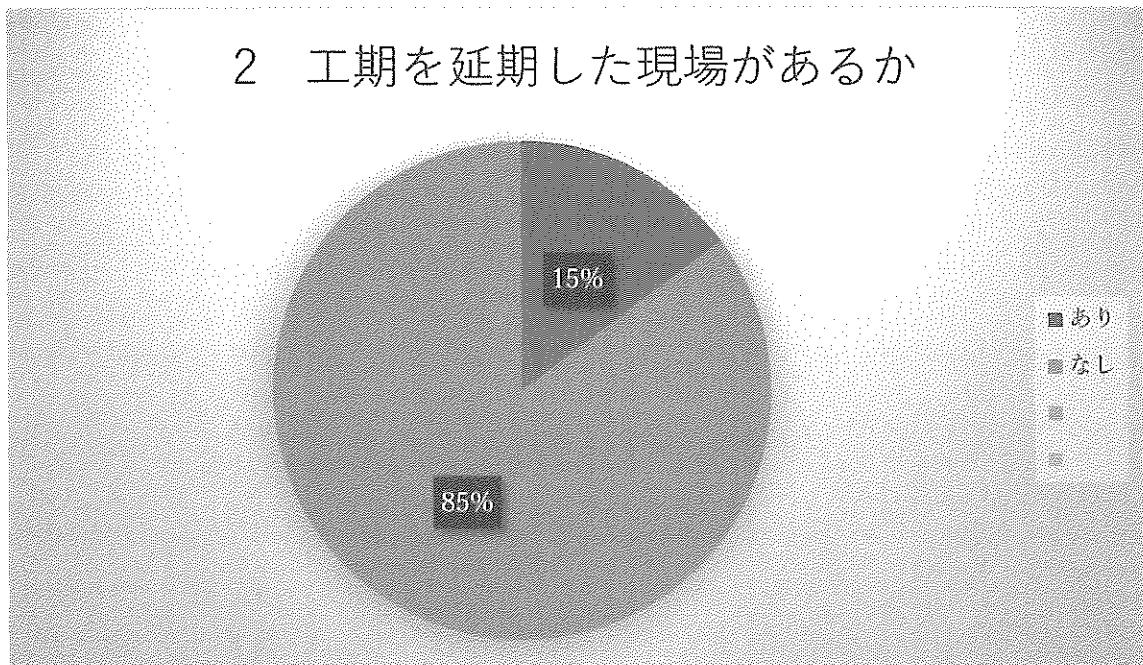


### ＜入札を断念した具体例＞

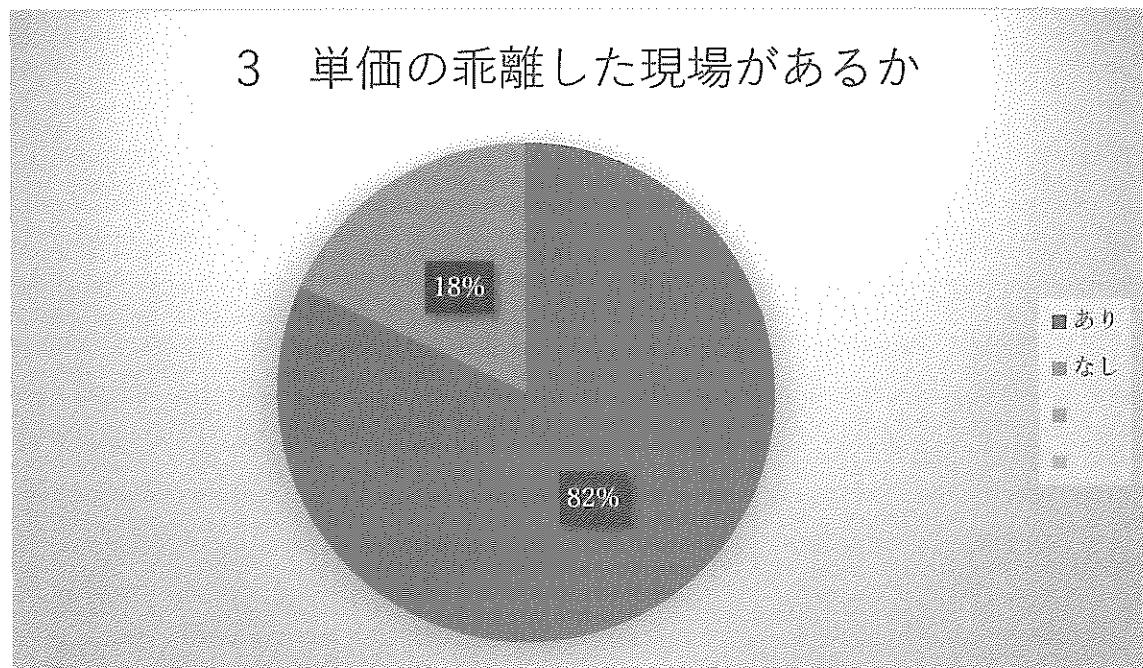
会社名	具体例（状況）
A社（下田協会）	地域のイベントと工事の施工時期が重なったため、誘導員の確保が困難となり入札参加を諦めた。
B社（沼津協会）	国道の規制を伴う排水工事において、夜間工事であること、交通誘導員 A の配置が求められることにより所定の誘導員の確保ができないため入札参加を辞退した。
B社（沼津協会）	警備会社と交渉しても 2 か月先まで手配が付かないなど、圧倒的な人員不足で、入札参加を断念する場合が多い。
C社（沼津協会）	歩道改良工事において、警備会社 6 社に問い合わせたところ、「手配できない」「日当が 22,000 円になるがよいか？」とのことで、入札を断念した。
D社（富士協会）	夜間工事における誘導員の確保が特に困難である。必要人員 6 名に対し 3 名しか確保できず入札参加を断念した。

E社（富士協会）	上水道管敷設工事において、夜間の誘導員が確保できない理由で入札参加を断念した。
F社（富士協会）	交通誘導員Aが指定されていたので、多くの警備会社に確認したが、確保できず入札に参加できなかった。
G社（浜松協会）	市内、市外の広範囲の警備会社に問い合わせたが、誘導員の確保の見通しが付かず入札参加を断念した。

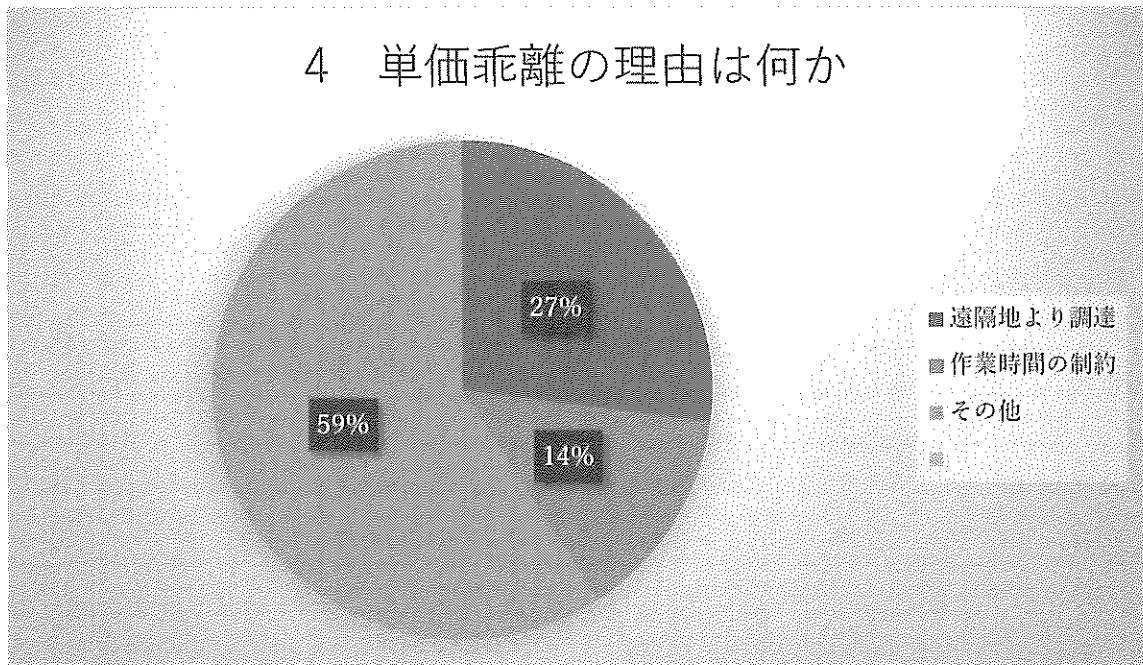
## 2 工期を延期した現場があるか



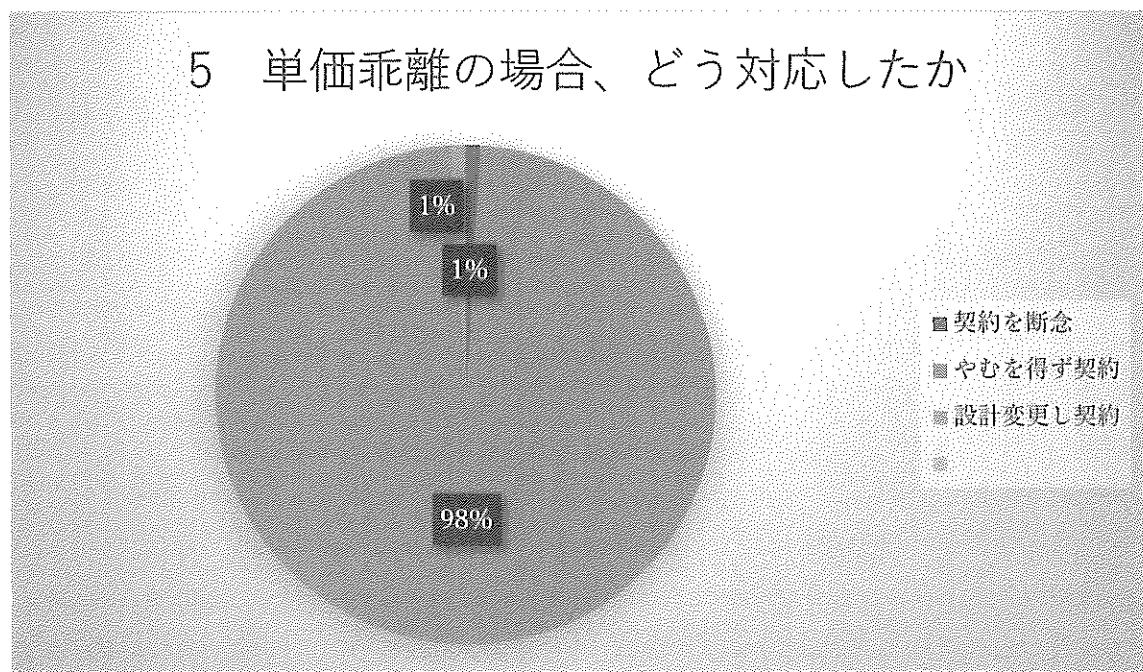
## 3 単価の乖離した現場があるか



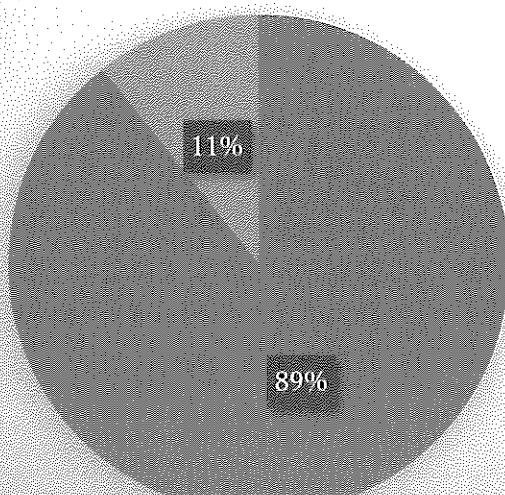
#### 4 単価乖離の理由は何か



#### 5 単価乖離の場合、どう対応したか

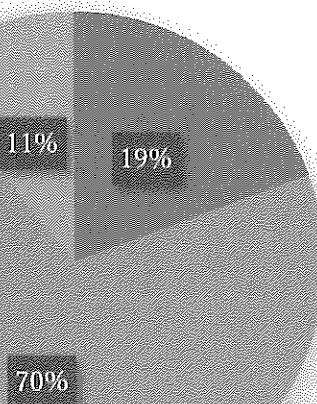


## 6 指定路線の緩和が必要と思うか



- 必要と思う（全域指定ではなく一部区間に緩和すべき）
- 思わない（現在の指定で良い）

## 7 自家警備の導入が必要と思うか



- 全面的に導入するべき
- 安全性を考慮し、区間を限定して導入
- 導入の必要はない

## 8 仮設信号機の使用が必要と思うか

